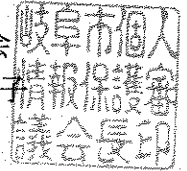


答 申 第 2 3 9 号
平成30年11月19日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成30年11月12日付け岐阜市民市第297号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の提供について

(1) 事案の概要

旧優生保護法のもとで、障害などを理由として全国で強制的な不妊手術が行われていた問題においては、国においてその救済策の法案が検討されているところである。

この度、岐阜県（以下「県」という。）、国が実施予定の当事者救済のための施策に迅速に対応できるよう、県が把握している旧優生保護法による強制的な不妊手術の対象となった者（以下「対象者」という。）に対する現況確認を実施するため、平成30年9月28日付け保医第1009号により本市が保有する対象者の個人情報の提供の求め（以下「本件提供の求め」という。）があった。

については、本件提供の求めに応じ個人情報を提供することにつき、岐阜市個人情報保護審議会に意見を聴くものである。

(2) 実施機関の判断

現状において、現況確認を行うことによりもたらされる公益があると判断することはできない等の理由から、本件提供の求めには応じないこととする。

2 意見

実施機関の判断を適当なものと認める。